

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て
支援事業の量の見込みと確保方策

量の見込みと確保方策

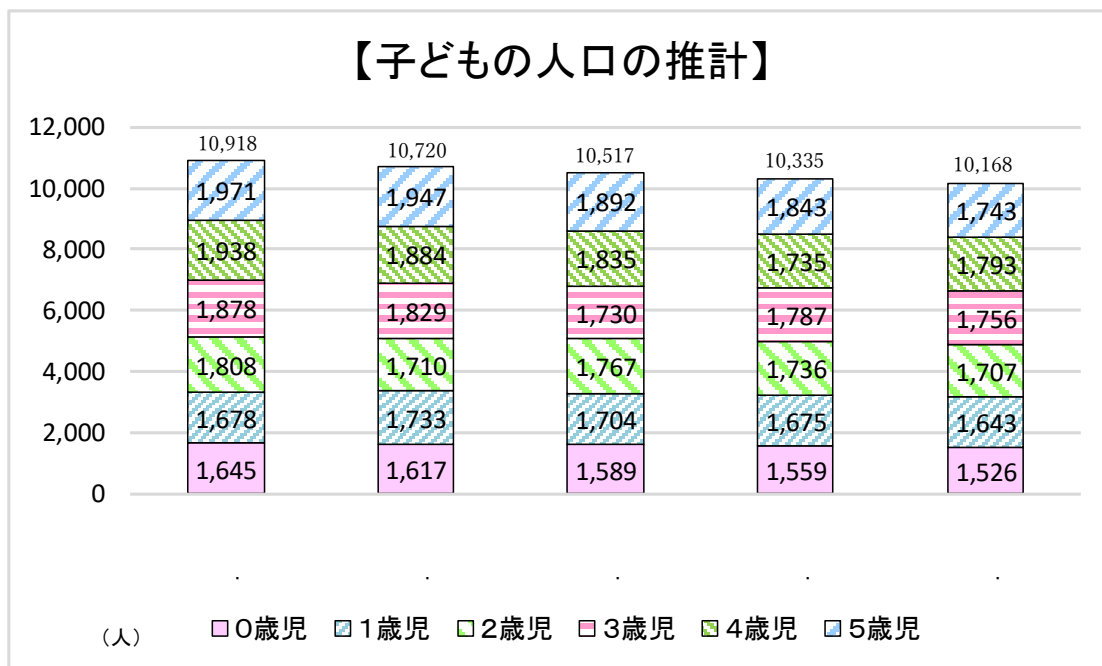
子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業についてのニーズを表す「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、提供量を表す「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとしています。また、同様に地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」や「確保の方策」を記載します。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に考慮し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市では、市内の教育・保育施設の配置状況や、現在の通園状況等を踏まえるとともに、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮し、市内全域の教育・保育施設等を利用することができるように平塚市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果や人口推計などに基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策を計画します。



推計：過去の住民基本台帳（各年4月1日現在）を基に計算したものの。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びアンケート調査結果等より把握できた利用希望を踏まえて、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

(1) 「量の見込み」を「認定区分」、「家庭類型」等から算出 ●●●●●●●●

① 認定区分について

保護者が子どもの教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について国の定める基準（子ども・子育て支援法第19条第1項）に基づいた市の認定を受ける必要があります。

「保育の必要性」の事由 (子ども・子育て支援法施行規則第1条)	
○以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	
①就労	・フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む
②妊娠、出産	
③保護者の疾病、障がい	
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護等 ・同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
⑤災害復旧	
⑥求職活動	・起業準備を含む
⑦就学	・学校に在学・職業訓練校等における職業訓練を含む
⑧虐待やDVが行われている又はそのおそれがあること	
⑨育児休業※取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	

保育の必要性の認定を受けた上で、家庭の就労実態等に応じて利用可能な保育必要量に応じて、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）と保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）に区分されます。

	保育の必要性がある		保育の必要性がない	
	0～2歳児	3号 保育認定	保育標準時間（11時間） 保育短時間（8時間）	
3～5歳児	2号 保育認定	保育標準時間（11時間） 保育短時間（8時間）	1号 教育認定	教育標準時間 （3～4時間）

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、家庭類型に分け、1号・2号・3号のどの区分に該当する子どもか想定することが必要です。

アンケート調査結果から、対象となる子どもの親やその就労状況により、下表のとおり8タイプに類型化します。「家庭類型」として区分し、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」を導き出します。

母親		父親	ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
					月120時間以上の就労	月120時間未満60時間以上の就労	月60時間未満の就労	
ひとり親			タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)				タイプB	タイプC		タイプC'	
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月120時間以上の就労			タイプC	タイプE		タイプE'	タイプD
	月120時間未満60時間以上の就労							
	月60時間未満の就労			タイプC'				
未就労							タイプD	タイプF

保育の必要性あり
保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子又は父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

・ 育児・介護休業中の方も就労しているとみなして分類しています。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

【事業概要】

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の成長を助長することを目的としています。保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前子どもの保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。また、認定こども園は、幼稚園と保育施設が一体化した施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援等の機能も備える施設です。

特定地域型保育事業は、小規模（定員6～19人の施設）、家庭的（5人以下の子どもを保育者の居宅等で保育）、居宅訪問型（保育者が子どもの居宅で保育）、事業所内（事業所の従業員の子どもを保育）があります。

企業主導型保育施設は、企業が設置し、従業員の子どもや地域の子ども（地域枠）を保育する施設で、国の示す一定の基準を満たす施設であることから、確保方針に見込んでいます。

【現状】

平成31年4月1日現在	1号	2号		3号	
	3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望が強い	左記以外	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
児童数（平成31年4月1日現在）	5,830人			3,629人	1,592人
需要率	53.7%			41.9%	15.8%
ニーズ量 （幼稚園は令和元年5月1日現在）	3,130人			2,457人	252人
提供量 （確保方針）	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育所、認定こども園）	955人	2,210人	1,152人	384人
	従来制度の幼稚園	3,430人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業（小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内）	0人	0人	30人	8人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	6人	36人	10人
	提供量合計	4,385人	2,216人	1,218人	402人
過不足分（提供量－ニーズ量）	1,255人	▲241人	▲303人	150人	

- ・ 需要率は、児童数に対する各ニーズ量の割合
- ・ 保育所等では、基準の範囲内で定員を超えた受入れも行っていきます。
- ・ 企業主導型保育施設の地域枠とは、企業が従業員の子ども向けに設置した保育施設において、施設の判断で、従業員の一部に従業員以外の子どもを受け入れるものです。
- ・ 特定教育・保育施設の幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園です。

(2) 令和2年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【今後の方向性】

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化*制度」が始まりました。その影響など今後の利用状況を注視し、提供量（確保方策）の確保に努める必要があります。

幼稚園においては、定員に対し、入園率が70%弱となっているため、認定こども園への移行や幅広い年齢の受入れに必要な支援を行っていきます。

保育所においては、1・2歳のニーズに対する施設が不足をしているため、0～2歳児を対象とした小規模保育事業所の施設整備を進めるとともに、企業主導型保育事業の地域枠の活用を図っていきます。

さらに、民間保育所の保育士確保や就労に対する支援、施設面積及び保育士の配置といった条件を満たしたうえで、定員を超えた受入れを行うこと等により、教育・保育の提供体制の確保に努めます。

【令和2年度】

		令和2年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,787人			3,486人	1,645人
需要率		46.1%	7.3%	42.6%	42.7%	16.0%
ニーズ量の見込み		2,669人	420人	2,463人	1,487人	264人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	865人		2,457人	1,406人	386人
	従来制度の幼稚園	3,430人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	44人	13人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	53人	15人
	提供量合計	4,295人		2,463人	1,503人	414人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,206人		0人	16人	150人

- ・ 需要率は、児童数推計値に対する各ニーズ量の見込みの割合
- ・ ニーズ量の見込みは、児童推計×需要率(小数点第2位以下の表示を省略)です。端数調整があるため、上記計算と表の数値が一致しない場合があります。
- ・ 各年度の提供量は、基準の範囲内で定員を超えた受入れを行う分も見込んだものです。

【令和3年度】

		令和3年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,660人			3,443人	1,617人
需要率		46.4%	7.3%	43.0%	43.4%	16.3%
ニーズ量の見込み		2,625人	413人	2,433人	1,495人	263人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,147人		2,495人	1,406人	386人
	従来制度の幼稚園	3,010人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	60人	16人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	53人	15人
	提供量合計	4,157人		2,501人	1,519人	417人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,119人		68人	24人	154人

【令和4年度】

		令和4年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,457人			3,471人	1,589人
需要率		46.6%	7.3%	43.4%	44.2%	16.5%
ニーズ量の見込み		2,544人	400人	2,369人	1,535人	262人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,147人		2,495人	1,406人	386人
	従来制度の幼稚園	3,010人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	76人	19人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	53人	15人
	提供量合計	4,157人		2,501人	1,535人	420人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,213人		132人	0人	158人

【令和5年度】

		令和5年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,365人			3,411人	1,559人
需要率		46.8%	7.4%	43.9%	45.0%	16.7%
ニーズ量の見込み		2,514人	396人	2,353人	1,535人	261人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,147人		2,495人	1,406人	386人
	従来制度の幼稚園	3,010人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	76人	19人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	53人	15人
	提供量合計	4,157人		2,501人	1,535人	420人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,247人		148人	0人	159人

【令和6年度】

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,292人			3,350人	1,526人
需要率		47.1%	7.4%	44.3%	45.8%	16.9%
ニーズ量の見込み		2,494人	392人	2,344人	1,535人	259人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,147人		2,495人	1,406人	386人
	従来制度の幼稚園	3,010人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	76人	19人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	53人	15人
	提供量合計	4,157人		2,501人	1,535人	420人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,271人		157人	0人	161人

【0～2歳の保育利用率】

待機児童対応を図るため、0～2歳児の保育利用率の目標値を設定します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数推計	5,131人	5,060人	5,060人	4,970人	4,876人
提供量合計	1,917人	1,936人	1,955人	1,955人	1,955人
保育利用率(目標値)	37.4%	38.3%	38.6%	39.3%	40.1%

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法に、地域子ども・子育て支援事業が規定されています。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業） ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 見込み
利 用 者 数	1,938人	2,106人	1,970人	1,871人	1,921人
実 施 箇 所 数	38か所	41か所	42か所	42か所	44か所

・ 利用者数は実人数

【今後の方向性】

認可保育所等の入所者が増加見込みにあることから、本事業においてもニーズ量に対応します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	1,936人	1,961人	1,986人	2,011人	2,041人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	46か所	49か所	50か所	50か所	50か所
提 供 量	1,936人	1,961人	1,986人	2,011人	2,041人
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	0人	0人	0人	0人	0人

・ ニーズ量、提供量は実人数

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 見込み
利用児童数	1,129人	1,098人	1,131人	1,205人	1,237人

・ 利用児童数は実人数

【今後の方向性】

働き方の多様化や女性の活躍推進等により、放課後児童クラブに対するニーズは高いものがあることから、利用者全体の見込み量に沿った確保を目指します。

放課後児童健全育成事業の事業量の見込みについては、児童数の減少と利用ニーズの増加のバランスに大きく影響を受けることから、実質の利用児童数の増減を注視し、ニーズ量に合った提供量の確保に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	1,395人	1,419人	1,403人	1,362人	1,326人
1年生	452人	462人	456人	442人	430人
2年生	392人	399人	395人	383人	373人
3年生	280人	284人	281人	273人	266人
4年生	151人	153人	151人	147人	143人
5年生	84人	85人	84人	82人	80人
6年生	36人	36人	36人	35人	34人
提 供 量	1,395人	1,419人	1,403人	1,362人	1,326人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人
実 施 箇 所 数 (確保方策)	45か所	46か所	46か所	46か所	46か所

・ ニーズ量、提供量は実人数

(3) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 見込み
延べ利用者数 (子どもの人数)	31,213人	34,491人	33,493人	32,463人	31,284人
実施箇所数	4か所	4か所	5か所	6か所	6か所

【今後の方向性】

事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、事業を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	31,376人	31,470人	31,563人	31,657人	31,751人
実施箇所数 (確保方策)	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

・ ニーズ量は延べ利用者数

(4) 幼稚園における一時預かり事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園において実施しています。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 見込み
延べ利用者数	4,421人	11,212人	10,168人	18,365人	15,072人
実施箇所数	4か所	6か所	6か所	7か所	8か所

【今後の方向性】

ニーズを踏まえて、制度や利用方法の周知を図りながら実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	14,875人	20,951人	20,643人	21,056人	21,127人
実施箇所数 (確保方策)	8か所	10か所	10か所	10か所	10か所
提供量	14,875人	20,951人	20,643人	21,056人	21,127人
過不足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

- ・ ニーズ量、提供量は延べ利用者数
- ・ 上記以外の幼稚園においても、預かり保育を実施しています

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

保護者の就労等の理由で、病気の児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）を保護者が保育できない際に、保育施設等で子どもを預かる事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 見込み
延べ利用者数	265人	311人	262人	239人	254人
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【今後の方向性】

現在病後児保育を1か所で実施しています。時期により定員を超える利用申込みがあることなどから、事業の拡充（病児保育の実施）に向け取り組みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	605人	622人	639人	657人	677人
実施箇所数 （確保方策）	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
提供量	732人	1,464人	1,464人	1,464人	1,464人
過不足 （提供量－ニーズ量）	127人	842人	825人	807人	787人

- ・ ニーズ量は、延べ利用申込者数
- ・ 提供量 = 3人/日 × 実施箇所数 × 開所日数（平均244日）

(9) 妊婦健康診査事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 見込み
妊娠届出数	1,840人	1,854人	1,686人	1,646人	1,577人

【今後の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子ともに安全・安心な出産を目指します。

さらに「ひらつかネウボラールームはぐくみ」では、母子健康手帳と妊婦健診助成券を交付する際にすべての妊婦と面接を行い、妊娠の届出が妊娠22週以降や若年（10代）等のハイリスク妊娠で、妊娠中からの支援が必要な妊婦を早期に把握し、医療機関等と連携を図りながら安心・安全な出産を迎えることができるように支援体制を充実させます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	18,770人	18,206人	17,697人	17,237人	16,823人
実施体制 (確保方策)	実施場所：総合病院1か所 開業医6か所等 検査項目：国の基準に準じて実施				

・ ニーズ量は延べ人数

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

低所得の保護者の負担軽減を図るため、幼稚園（従来制度）を利用した場合の食事（副食）の提供に要する費用を助成します。

(13) 子育て短期支援事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育をすることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

アンケート調査によるニーズ量はありませんでした。事業について研究します。

(14) 多様な主体の参入を促進する事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

この計画や「子育て安心プラン^{*}」による保育の受け皿整備を進めていくためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、認定こども園、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるように、情報の提供、助言、その他の支援等を行う事業です。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から「幼児教育・保育無償化制度」が始まりました。

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や特定地域型保育事業（小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内）の利用のほかに、保育料（利用料）が無償となる施設・事業があります。対象となる子ども・子育て支援施設や事業について、利用者（利用希望者）や事業者へ引き続き制度の周知を図ります。

（1）子ども・子育て支援施設等 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

幼児教育・保育無償化制度の対象となる施設・事業は次のとおりです。ただし、年齢や施設・事業等によって無償となる範囲は異なります。

○対象となる施設・事業

幼稚園（従来制度）、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設※、企業主導型保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、障がい児の発達支援 等

（2）子ども・子育て支援施設等の確認 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

幼児教育・保育無償化制度の対象施設・事業となるには、市町村の確認が必要となります。施設の設置者又は事業を行うものは、市町村へ申請し、確認を受ける必要があります。市町村は、施設・事業について法令等の基準を満たしている場合、公示します。公示された施設・事業を利用した場合は、保育料（利用料）の無償対象となります。

確認後における施設等の運営状況や監査状況等の情報提供、立入調査や是正指導等について、都道府県と連携をとり、事業の円滑な実施を図ります。